

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

労働者派遣法の改正法律案について

～衆議院にて審議中(平成22年4月27日現在)～



このたびの改正により、派遣労働者の保護及び雇用の安定化が一層図られる予定です。

改正の目的	改正予定の内容
事業規制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ①登録型派遣の原則禁止（専門26業務をのぞく） ②製造業務への派遣の原則禁止（1年を超える常時雇用とみなされる派遣をのぞく） ③日雇い派遣の原則禁止（日々または2ヶ月以内の期間を定めて雇用する労働者派遣が禁止対象） ④グループ内企業への派遣割合の8割規制 ⑤離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止（リストラした社員の派遣労働者化を規制するもの）
派遣労働者の無期雇用化と待遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ①派遣元事業主の努力義務として、一定の有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換措置 ②同種の業務に従事する常用労働者と派遣労働者の賃金の均衡考慮を義務化 ③派遣料金と派遣労働者の賃金との差額の派遣料金に占める割合などの情報公開の義務化
違法派遣への対応	<ul style="list-style-type: none"> ①派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合は、派遣先が派遣労働者に対し労働契約を申し込んだものとみなす ②労働者派遣事業の許可等の欠格事由を見直し、処分逃れを防止

*施行期日は公布の日から6ヶ月以内の予定です。（登録型派遣の禁止、製造業務派遣の禁止等、一部の改正については、改正法の公布から3年以内の政令で定める日）

詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000050fd.html>